

税務あれこれ⑧

割賦(ローン)とリースの違いについて

Q. 現在リースしている複合機、いわゆるコピー機について、毎月の保守料が思いのほか掛かるので、機種を変更したいのですが、リース会社に聞くと「契約違反になるので残リース料を全てお支払い下さい」と言われています。車をローンで買っている時には何も言われなかったのにどうしてですか？

A.

割賦(ローン)とリースの概要については次の通りとなります。

1. 割賦(ローン)販売

分割払いによる支払いを前提とした商品販売を指し、月賦やクレジットと言われます。2か月以上の期間にわたり、3回以上に分割して支払う事を指します。

商品購入時にすぐに全額を支払わず、支払いや返済を一定期間猶予されることにより、高額商品でも購入し易く、支払いの計画化、合理化が図られ易いというメリットがあります。

使用者が使用人、所有者が金融機関(ファイナンス会社)という形式になっており、中途での売却が出来るので、当該資産を使用しない場合は残代金を支払って精算することも可能。

2. リース契約

広い意味での賃貸借取引(お金を出して借りることを意味しますが、「ファイナンスリース」が主流となっています。

これは使用者に代わってリース会社が購入し、それを使用者に貸し出すという形式の契約形態で、物件価格・金利・諸税金・保険料を含めた代金を月額いくらという風に支払います。

リース料の全額が経費、リース期間満了時に最新のものへの入れ替えなどメリットがある反面、中途解約が出来ないデメリットもあります。

よくリース料は全額経費になるのでお得ですよ、という風に聞いた事があるかも知れませんが、車と言えば、自動車税を支払ってくれたりする意味では良いと言えますが、業績が急に下がるなどの予期せぬ事態に陥った時に、残リース料を支払わないと売却処分することは出来ないという意味では、困ったことになることが想定されます。

この点、割賦の場合未払い金相当額の支払い義務があるものの、売却した値段で全額または一部カバーできる事を考えると、商売上絶対に必要なものは満了まで持つリース、そうでないものは万が一に備えて割賦による購入にすれば、有事の対処は出来るでしょう。



毎月の支払いはそう変わらないので、意味をよく理解して契約しましょう!

税務レポート 2010.12.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL: 06-6228-3345 FAX: 06-6228-3346

E-mail: mail@cft-partners.jp <http://www.cft-partners.jp>